

三 監 第 7 5 号
平成30年3月30日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三島市議会議長 鈴 木 文 子 様

三島市監査委員 亥 角 裕 巳

三島市監査委員 松 田 吉 嗣

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年度定期監査（第5号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の対象

計画まちづくり部 都市計画課、建築住宅課、水と緑の課、
三島駅周辺整備推進課、企業立地推進課

都 市 基 盤 部 都市整備課、土木課、水道課、下水道課

監査委員事務局

2 監査の期間

平成30年1月23日から平成30年2月15日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

なお、補助金の支出事務を各課の主眼項目とした。

4 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

補助金等については、必要性、妥当性、有効性、公平性の4つの視点から効果を検証し、毎年度見直しを進められたい。

(2) 個別事項

ア 都市計画課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

歴史的風致維持向上計画については、歴史的風致形成建造物の維持から伝統を反映した活動及び景観形成まで多岐にわたる事業であるため、関係団体等と協議を重ね、美しい街なみが維持されるよう要望する。

イ 建築住宅課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

管理不十分な空家については実態調査を継続的に行い、関係機関と連携を図るとともに、早急に総合的な対策を構築するよう要望する。

ウ 水と緑の課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

花サポーター三島、三島花の会等各種団体の支援及び新たな会員の確保を図るとともに、ボランティア等市民との協働による美しい街の維持管理を目指すよう要望する。

エ 三島駅周辺整備推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

三島駅南口東街区再開発については、市民への更なる周知徹底や理解促進をし、地権者との協議を進めるとともに、円滑に事業が進むよう努められたい。

オ 企業立地推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

企業立地の推進については、近年他市町との競争が激化しているため、各関係機関、団体への情報提供及び情報発信を積極的に行い、優良企業の誘致を促進していくよう努められたい。

カ 都市整備課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 都市計画道路に係る補助街路事業については、引き続き県との連携を密にし、着実な事業の推進に努められたい。
- ② 三島駅北口ロータリーの渋滞緩和に向けた対策を、引続き検討するよう要望する。

キ 土木課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

市内の道路、河川及び橋梁の安全対策のため、点検と維持管理を継続的に行い、災害に強い街づくりの体制強化を図られたい。

ク 水道課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

水道料金の改定による財政状況を検証し、水道施設等の管理運営と堅実な事業経営による安心安全な水道水の供給に努められたい。

- ケ 下水道課
【指摘事項】 なし
【意見・要望】

平成30年度からの地方公営企業会計移行により、資産や財源等財政状況の把握と分析を行い、下水道施設の適切な維持管理と事業運営に努められたい。

- コ 監査委員事務局
【指摘事項】 なし
【意見・要望】 なし